

平成22年4月1日に障害者自立支援法が一部改正され、障害福祉サービスの利用者負担額軽減措置が講じられ、低所得者に対し利用負担を無料にしたのに伴い、地域生活支援事業においても、同様に低所得者を無料にし、課税者に対しても所得段階に応じて、利用者負担上限月額を設定し負担額の軽減を図っている。

- (3)障害がある人の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町単独で行ってください。

事業者の施設整備費については、国庫補助・県費補助、または公益法人補助が受けられる。大野市ではその補助額に対し、10%から20%の施設整備補助金を上乗せで交付している。

事業の運営費については、障害福祉サービス給付費に含まれるため、個別補助はしない。

- (4)心身障害者医療費助成制度の市町単独助成分(65歳未満)の支給方法は『償還払い』となっています。現物給付制度に改善してください。

県内はすべて償還払いとなっており、県内他市の動向を見て検討したい。

8. 健診事業について

- (1)特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

大腸がん、乳がんについては、40歳から60歳、子宮がんについては、20歳から40歳までの5歳刻みの年齢の方に無料検診を実施している。特定健診、がん検診は個別、集団どちらでも受診可能となっている。また、冬季間は健診が困難なことから集団健診の通年実施はできないが、個別健診については、5月から2月末までの実施としている。

- (2)歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

特定健診受診時に、歯科衛生士による無料歯科相談を年齢制限なしで実施している。県における歯科無料健診については、20歳以上の市民が対象であり、受診を勧めている。

- (3)子宮頸がん予防ワクチン接種に補助する制度をつくってください。

子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成22年2月より中学1年生から高校2年生までの女子全員に通知し、全額無料で実施している。平成24年度は中学1年生を対象に実施を予定している。